

学校法人北里研究所発明取扱規程

平成16年3月18日制定
平成18年10月1日改正
平成20年4月1日改正
平成21年10月16日改正
平成23年4月15日改正
平成26年11月21日改正
平成28年10月21日改正
平成29年3月17日改正
2022年7月15日改正
2023年9月15日改正

(目的)

第1条 この規程は、北里大学の建学の精神及び学校法人北里研究所知的財産ポリシーに基づき、学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）の職員（以下「教職員等」という。）が、業務上行った発明等の取扱いに関する基本的事項を定め、教職員等の創作者としての権利を保障することにより、知的財産の創作及び研究意欲の向上、教育環境の充実を図り、併せて学術研究成果の社会的活用を促進するため、教職員等が創作した知的財産の取扱いについて定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 発明等

- ア 特許権の対象となるものについては発明
- イ 実用新案権の対象となるものについては考案
- ウ 意匠権の対象となるものについては意匠の創作
- エ 商標権の対象となるものについては商標
- オ 回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作
- カ プログラム及びデータベースについては創作物
- キ 品種登録に係る権利の対象となるものについては品種の育成

(2) 特許権等

- ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、及び種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権、並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利、及び種苗法第9条第1項に規定する品種登録を受ける権利、並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

(3) 職務発明等

本法人の予算その他の支援のもとに行う研究等又は本法人が管理する施設設備を利用して行う研究等によって教職員等が創作した発明等をいう。

(4) 発明者等

発明等をなした本法人の教職員等をいう。

2 この規程の対象となる「本法人の教職員等」とは、次の各号に定める者をいう。

(1) 専任職員（嘱託職員を含む。）

(2) 北里大学客員教授等で、職務発明等につき契約がなされている者

(3) その他任用に当たって職務発明等につき契約がなされている者

(4) 前三号以外の者で本法人とあらかじめ研究成果又は開発物の取扱いについて契約を交わしている学生及び研究者（本法人以外の者も含む。）

（発明委員会）

第3条 本法人における知的財産活動に関する重要事項について審議し、決定するとともに、職務発明等の取扱いに関する審査を適正かつ公正に遂行するため、学校法人北里研究所発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規程については、別に定める。

（権利の帰属等）

第4条 本法人は職務発明等に係る特許等を受ける権利を承継し、これを本法人に帰属させるものとする。ただし、特別の事情があると本法人が認めるときは、職務発明等に係る特許等を受ける権利を本法人が承継せずに発明者等に帰属させることができる。

2 職務発明等に当たらない場合において、特許等を受ける権利を本法人が承継せずに発明者等に帰属させる。ただし、発明者等が譲渡を申し出たときは、本法人が承継することができる。

（発明の届出）

第5条 発明者等は、第2条の職務発明等が生じた場合には、別に定める発明届を速やかに理事長に提出しなければならない。

2 職務発明等以外の発明等で、発明者等が前条第2項に規定する特許等を受ける権利を本法人に譲渡しようとするときは、前項に準ずるものとする。

3 学外研究機関との共同発明の届出は、原則として当該研究機関との共同出願に関する取扱いを定めた契約書（案）等を作成し、第1項に定める発明届と併せて提出しなければならない。教職員等以外との共同出願の場合も同様とする。

（権利の承継等の決定）

第6条 理事長は、前条の規定により発明届の提出を受けたときは、当該発明等が職務発明等であるか否か、及び職務発明等である場合に本法人が当該発明等に係る特許等を受ける権利を承継するか否かを委員会の審査を経て速やかに決定する。

2 理事長は、前項の決定を行ったときは、その旨を速やかに別に定める通知書により発明者に通知する。

(譲渡書の提出)

第7条 発明者等は、前条の規定により本法人が当該特許等を受ける権利を承継すると決定した旨の通知を受けた場合は、別に定める権利譲渡書及びその他必要な書類を理事長に提出し、出願等に関する協力を行わなければならない。

(発明等の取扱いに関する業務)

第8条 知財・研究推進部は、本法人が承継すると決定した発明等に関する権利について、次に掲げる業務を遅滞なく行う。

(1) 出願等の手続、学外機関等との共同出願する場合はそれに必要な契約交渉及び契約締結

(2) 委員会の審議結果に基づく権利維持及び権利行使に関する手続

(3) 技術移転手続及び権利技術移転等の活用業務(その促進に係る業務を含む。)並びにそれに必要な契約交渉及び契約締結

(4) 前各号に係る経費支払、対価収入・分配等の管理

(5) 発明等の取扱いを規定する本法人と第三者との研究契約等の支援

(6) その他、本法人が承継すると決定した発明等に関する権利について必要な業務

2 前項の規定にかかわらず、発明等の性質上、公開を避けるためあるいは他の法律により公開が制限されて、出願を行わず、本法人内に保留する場合がある。

(発明者の出願及び第三者への権利譲渡に対する制限)

第9条 発明者等は、本法人が第6条の規定により当該発明等について職務発明等でないと認定し、又は当該発明等に係る特許等を受ける権利を本法人が承継しないと決定した後でのみ、自ら出願の手続を行い、若しくは当該発明等の特許等を受ける権利を第三者に譲渡することができる。

(出願補償金並びに登録報奨金及び対価の支払)

第10条 本法人は、職務発明等に係る特許等を受ける権利の譲渡を受けた場合には、発明者に対し、出願補償金として権利1件につき1万円を支払うものとする。

2 譲渡を受けた特許等を受ける権利に関する出願に対して行政機関が登録査定をなした場合には、発明者等に対し、登録報奨金として権利1件につき1万円を支払うものとする。ただし、当該出願が複数国に出願されている場合には、最初に登録された1件のみを対象とする。

3 発明等の実施により収入を得た場合(第三者による実施により収入を得た場合を含む。)の対価の支払いは、出願及び権利の維持、管理、技術移転等に要する諸費用を除いた額から、管理費として10%を知財・研究推進部の収入に繰り入れ、その残額を配分する。

- 4 配分は、発明者等、出願時に学内発明者が所属する部門（以下「所属部門」という。）、法人本部に対して行うものとする。配分の取扱いは、別表に定めるところによる。
- 5 第8条第2項の規定により本法人内に保留した発明等の登録報奨金及び対価の支払いについては、本規定を適用する。

（不服の申立て）

第11条 発明者等の代表者は、第6条第1項に定める決定に不服があるときは、通知を受けた日から1か月以内に、理事長に対し、不服申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立ては、別に定める不服申立書を理事長に提出するものとする。
- 3 不服申立書が提出されたときは、発明委員会にて不服申立ての可否を判断し、理事長はその結果を当該発明者に通知する。

（共同発明における対価等の配分）

第12条 本法人の複数の教職員等による発明等の場合には、第10条第1項、第2項及び第4項に定める出願補償金、登録報奨金及び対価の支払いは、あらかじめ発明者間で合意した割合（発明寄与率）に応じて配分する。

- 2 教職員等以外と共同でなした発明等である場合は、当該発明等に係る発明寄与率又は持分に応じて、権利化に必要な費用負担と収益配分を行う。ただし、教職員等以外の者は、共有持分に相当する費用負担が出来ない場合には、当該発明等に係る自己の権利を本法人に譲渡できるものとし、本法人は、当該譲渡の対価として、権利1件につき2万円を支払う。

（特許等の権利維持）

第13条 本法人が発明者から承継した発明等を、権利化後3年を経過して実施等していない場合は、発明者等に事情聴取を行い、必要に応じて委員会において協議し当該特許権等の取扱いを決定する。

（退職後等の取扱い）

第14条 教職員等が退職等した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合には、本規程によるものとする。

- 2 教職員等が退職等する場合、それ以前に完成した発明等は第5条の規定により届け出なければならない。この場合において、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。
- 3 発明者が本法人を退職した場合においても、第10条の対価の支払を受ける権利は、存続する。
- 4 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、その相続人が当該権利を承継する。
- 5 前項の場合、本法人は、相続人からの申し出を受けた後、当該相続人に対し、第10条の対価を支払うものとする。

（守秘義務）

第15条 本法人及び発明者は、職務発明等の内容等の事項について、本法人が出願するまでの期間は、秘密を守らなければならない。ただし、本法人と発明者等が合意の上公表する

場合及び本法人と発明者等との責によらずして公知となった場合は除く。

(発明者等の損害賠償義務)

第16条 職務発明等をした発明者等は、当該職務発明等に関して次の各号に掲げる行為によって生じた一切の損害について、本法人に対して賠償する義務を負うものとする。

- (1) 本法人が出願する前に、発明者等が職務発明等の内容を第三者に知らせ若しくは不注意に漏らしたとき。
- (2) 本法人の許可を得ずに、発明者等自ら当該職務発明等について出願し、あるいはこれを実施したとき。
- (3) 発明者等が他人の名義をもって出願したとき。
- (4) 本法人が職務発明等に関し出願する前に、発明者等が本法人を退職し、前各号の行為をしたとき。

2 発明者等以外の教職員等についても前項各号を準用する。

(事務局)

第17条 この規程に関する事務は、知財・研究推進部が担当する。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、委員会及び常任理事会の議を経て、学校法人北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (北学総第28-11395号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (北学総第 2022-05287 号)

(施行期日)

1 この規程は、2022年7月15日から施行する。

(適用)

2 前項にかかわらず、第10条第3項、同条第4項に定める別表第1項及び第17条の規定は、2022年7月1日から適用する。

附 則（北学総第2023-07575号）

(施行期日)

この規程は、2023年10月1日から施行する。

発明取扱規程第10条第4項（別表）

「学校法人北里研究所発明取扱規程」第10条第4項に定める対価の配分について

- 1 「学校法人北里研究所発明取扱規程」第10条第4項に定める対価の配分は、発明等の実施により得た収入から、出願及び権利の維持・管理、技術移転等に要する諸費用を除いた額に対し、管理費として10%を知財・研究推進部の収入に繰入れ、その残額を発明者、所属部門、法人本部に対して次の割合で配分する。

(1) 発明者	50%
(2) 出願時の所属部門	25%
(3) 法人本部	25%
- 2 所属部門に対して配分された対価は、発明者の所属する研究室等の研究費として再配分することができる。その取扱いは、所属部門において定めるものとする。
- 3 本規程に定める対価の配分率は、原則として3年ごとに見直すものとする。
- 4 本配分率は、本法人が平成29年4月1日以降にライセンス契約を締結した特許等の実施による収入から適用する。
- 5 対価は、当年度に発生した収入につき各年度末に算出し、当年度終了後2か月以内に支払うものとする。